

桐生市子ども・子育て支援事業計画の変更について

1 延長保育事業（0歳～5歳）（事業計画：62 ページ）

(1) 計画変更の理由

現在、公立保育所全 4 か所、私立保育所全 24 か所、認定子ども園全 2 か所で延長保育事業を実施しておりますが、平成 29 年度から 1 か所が新規に実施予定となっていることから、確保方策の施設数を全 31 か所に計画変更するものです。

また、量の見込み及び確保方策の人数につきましても、実績等を考慮して計画変更いたしますが、延長保育を希望する児童については、すべて受け入れできるように、事業体制を整備します。

<実績値>：平成 27 年度利用人数：1,082 人  
 同実施か所数：30 か所  
 平成 28 年度利用人数：1,080 人（見込み）  
 同実施か所数：30 か所（見込み）

(2) 計画変更点について

①「量の見込みと確保方策」の変更  
 （現行の計画（変更前））

区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み（人）		760	736	719	693	683
②確保方策	（人）	760	736	719	693	683
	（か所）	30	30	30	30	30
②－①（過不足）		0	0	0	0	0



（計画変更（案））

区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み（人）		760	736	719 1,085	693 1,054	683 1,025
②確保方策	（人）	760	736	719 1,147	693 1,115	683 1,083
	（か所）	30	30	30 31	30 31	30 31
②－①（過不足）		0	0	0 62	0 61	0 58

②「確保方策について」の変更  
(現行の計画 (変更前))

【確保方策について】

- ◆子ども・子育て支援新制度においては、保育短時間（8時間）と保育標準時間（11時間）の間に保育を利用した場合は、新たに延長保育事業の対象となり、公立保育所全4か所、平成26年度末に閉園する1か所を除く私立保育所全24か所、認定子ども園全2か所で実施します。
- ◆保育標準時間を超えて保育を利用した場合の延長保育事業については、従来と同様に私立保育所全24か所で実施します。



(計画変更 (案))

【確保方策について】

- ◆子ども・子育て支援新制度においては、保育短時間（8時間）と保育標準時間（11時間）の間に保育を利用した場合は、新たに延長保育事業の対象となり、公立保育所全4か所、**私立保育所全24か所**、認定子ども園全2か所で実施しております。**平成29年度から認定子ども園1か所で実施予定となり、全31か所で実施します。**
- ◆保育標準時間を超えて保育を利用した場合の延長保育事業については、従来と同様に**24か所**で実施します。

以上